

議案第3号

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年8月30日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

救急救助体制の充実強化のために、消防職員の定数を増員するため提案するものです。

我孫子市職員定数条例の一部を改正する条例

我孫子市職員定数条例（昭和43年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(6)まで 略 (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>174人</u>	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(6)まで 略 (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>152人</u>
(8) 略	(8) 略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。